

第106回 成田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議概要

1, 日時：令和5年5月8日（月）15時～15時50分

2, 場所：庁議室

3, 小泉本部長あいさつ

4, 議題（1）感染症の状況及び国・県の動向について

・健康こども部

（感染症の状況）

千葉県の上感染状況については、4月30日から5月7日までの新規感染者数（直近7日間合計・10万人当たり）は、51.22人から49.77人でほぼ横ばいである。重症者数は、オミクロン株は重症者が少ないということもあり、4月30日時点で3人、5月7日時点でも3人という状況となっている。

また、2次医療圏別1週間当たり人口10万人当たりの新規感染者数は、5月2日時点では、印旛管内が67.24人で、他と比べて一番高い状況となっている。

なお、成田市内の感染状況は、2月15で1日当たり33人、その後は20人台から一桁の状況が続き、4月27日に26人、4月30日に27人となっており、全体的には下げ止まっている状況であり、千葉県と成田市の感染者数の推移は、ほぼ同様の状況が続いている。

（国の状況）

本日より、新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の位置づけが見直され5類感染症となり、季節性インフルエンザと同様の扱いとなった。

また、感染法上の位置付けの変更に伴う措置の見直しの大きなものとしては、国では水際対策について、4月29日午前0時より入国者に対して陰性証明やワクチン接種証明を求めないこととなっている。

その他、国の対策本部会議で4月27日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が5月8日をもって廃止が決定。また、4月28日に、5月8日をもって国の対策本部会議を廃止する旨の閣議決定がなされている。

（県の状況）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第25条に明記されているが、国の廃止を受け5月8日をもって千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止を決定した。

また、5類感染症への移行に伴う感染防止対策については、個人や事業者の判断となることや、発症後5日間かつ症状軽快後24時間は外出を控えることが推奨されること（マスク着用は10日間推奨）、医療提供体制については、基本的に他の一般的な感染症と同様

になること、医療費は自己負担が生じることなどが発表された（対応の詳細については、第 61 回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 資料 2-2 を基に説明）。

（資料 2-2 説明）

・感染防止対策について

5 月 8 日以降、個人や事業者が自主的に判断して取り組むこととなる。県は感染防止対策の参考となる情報の提供を行う。

・感染防止対策の参考情報について

3 月 13 日以降示されたマスク着用の考え方が記載されている。

・療養等の考え方について

外出を控える推奨期間が 5 日目と明記されている。濃厚接触者については 7 日目まではマスクの着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控えるなどの配慮をお願いするという事で外出等については特に制限されていない。

・感染症の相談センターが 24 時間対応で行われている。

・医療提供体制について

外来については、まずはかかりつけの医療機関を受診していただくということになっている。県では、外来対応医療機関を HP で公表を行っている。市内では 46 の医療機関が登録されており、この中には急病診療所と大栄診療所も含まれている。こちらは、これまで新型コロナウイルス感染症の対応は行っていなかったが、5 月 8 日から外来対応の医療機関として発熱患者等の診療に対して、必要に応じて新型コロナウイルス感染症および季節性インフルエンザの検査を行う診療体制に移行することとなる。

・医療費の取扱いについて

外来の医療費は原則保険診療となる。ただし、新型コロナウイルス感染症の治療費の薬剤費については、令和 5 年 9 月末までは全額が公費支援の対象となる。入院医療費については、保険診療（自己負担あり）、食事代は自己負担。令和 5 年 9 月末までは、高額療養費制度の自己負担限度額から原則 2 万円を減額する扱いとなる。

・感染動向の把握について

現在、医療機関等からの感染者数等の報告があり、感染動向を把握していたが、今後は、季節性インフルエンザと同様に県が指定した医療機関から週 1 回の報告によって感染動向を把握する。そのため、今後、明確な感染者数は、把握できないこととなる。

（議題（1）に対するの質問事項）

・本部長

市民から新型コロナウイルス感染症に感染した場合の問い合わせがあった時の対応窓口はどこか。

・健康こども部

県の感染症相談センターに案内するか 3 月で自宅療養支援は終了しているが、相談窓口として健康増進課で今後も対応する。

- ・本部長

新型コロナウイルス感染症対応医療機関名を自治体が公表するとなっていなかったか。

- ・健康こども部

本日より県のHPで対応医療機関（県内医療機関全域）が掲載されており、成田市分（46機関）も掲載されているため、市のHPでの周知についても早急に対応する。

議題（2）成田市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止及び5類感染症への移行に伴う庁内感染防止対策の対応について

（決定事項）

- ・マスクの着用について、現在は、市民に対応する際、職員は着用することとなっているが、今後は個人の判断に委ねることとする。
- ・施設の入口・窓口等への消毒液設置については、撤去することとし、薬剤が残っている場合は、薬剤を使い切るまで設置しておいてもよい。
- ・施設等の入口にある体温計は、撤去とする。
- ・パーテーション（仕切り）は、すべて撤去とする〔撤去は、本日の業務終了時（総務部より、保管場所等は、別に指示）〕
- ・庁舎内の放送を中止し、職場内の一斉消毒作業については、行わない。ただし、各課の通常の清掃の範囲で行うことを妨げるものではない。
- ・本市の新型コロナウイルス感染症対策本部も、本日をもって廃止とする。

（議題（2）に対する質問事項）

- ・シティプロモーション部

市内のスポーツ施設・文化施設等の対応は、直営施設は、本部会議で決まった内容で行うが、指定管理している施設は指定管理者に伝え、それに従うかどうかは指定管理者に委ねることとしてよいか。

- ・副本部長

指定管理者の判断に任せるとなると、市民からすればどれも同じ市の施設なので、バラバラの対応ではなく市の対応と同じにすべきではないか。

- ・本部長

揃えた方が良くと思うので、市と同様にするように指示してほしい。

- ・シティプロモーション部

市と同様の対応をするよう指示する。

議題（3）ワクチン接種について

- ・健康こども部

令和5年5月8日より、令和5年春開始接種が開始されている。対象者は65歳以上の方・基礎疾患を有する方・その他医療従事者及び高齢者施設等の従事者となっており、努力義務があるのは、65歳以上の高齢者・基礎疾患を有する方であり、その他の方は、努力義務はない。

また、9月から12月まで、秋開始接種が予定されている。対象は5歳以上の全市民。努力義務は、春開始接種で努力義務がある方以外には努力義務はない。

なお、ワクチン接種については、国の方針に基づいて実施しており、今年度は無料で接種出来るが、来年度は有料になる予定である。

今回の春開始接種の接種券は、4月下旬から順次発送しており、本日から庁内の相談窓口を2人体制で開設している。本日は、午前中8件、午後3件の問い合わせがあったが、相談窓口については、今後の問い合わせ状況によって、終了させていただく。

現在、ワクチン接種に使用されているワクチンは、オミクロン株対応のファイザー社製とモデルナ社製である。秋開始接種では、使用するワクチンは引き続き検討となっている。

なお、ワクチン接種については、広報で周知しているが、個別医療機関での接種をメインとし、集団接種は、ボンベルタ1会場で実施する予定である。5月18日から6月17日までの期間で、毎週火曜日、木曜日、土曜日、計14日間実施する。

(議題(3)に対する質問事項)

・副本部長

高齢者等は春と秋2回打つということか。

・健康こども部

回数は、これまで5回打っている人が最多で、今回で6回目、秋で7回目となる予定。

・本部長

来年度も同じようにやるのか。

・健康こども部長

来年度については、未定である。

5. その他

・健康こども部

本日をもって、本市の新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止となる。今後、新たな感染拡大等が発生した場合について、県では千葉県健康危機管理対策本部会議において対応するとのことである。

本市では、現状、対策本部会議を開催する前に、企画政策部、総務部、健康こども部で調整を行い、その後、本部会議を行っているが、今後の庁内体制としては、これまで同様、企画政策部、総務部、健康こども部で調整を行った後に、庁議メンバーを基に、統括主幹を入れたメンバーで、まずは、対応したいと思うがよろしいか。

・本部長

よろしい。

・企画政策部

既に全庁掲示板でお知らせしているが、5類感染症への移行に伴い、今後、新型コロナウイルス感染症にかかる休暇を取る場合は、特別休暇や職務専念義務の免除の対象にはならない。有給か医師の証明等を添付した特別休暇の申請をお願いしたい。

今後、感染拡大等で国・県から新たな通知、特別措置が出た場合は追って通知する。